

ID: 251

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則 第11条第3項		
例規番号	平成18年規則第127号		
<b>【根拠条文】</b> (許可証の交付等) 第11条 市長は、第10条の許可申請に基づき内容を審査し、許可すべき者と決定したときは、一般廃棄物(収集運搬業・処分業)許可証(様式第9号)により、許可証を交付するものとする。 2 許可証の有効期限は、2年間とする。 3 許可証を紛失し、又は破損したときは許可証再交付申請書(様式第10号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和5年5月24日